



平成 27 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 ルネサスイーストン
代 表 者 取締役社長 石 井 仁
(東証一部・コード 9995)
問 合 せ 先 常務取締役 上 野 武 史
TEL 03-6275-0600

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 25 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、設立以来 60 年以上に亘り電子部品技術商社として、エレクトロニクス業界において半導体・電子部品の販売を通じ、我が国産業の発展に寄与すべく事業に取り組んでおり、自動車分野や産業分野等幅広い分野に製品を提供しております。お客様の海外展開に対し、グローバルネットワークを構築し積極的なサポートを実施、また自らソフト開発、LSI 開発等の開発機能を有し、お客様の要請に応え付加価値の高い製品を開発するといった対応でお客様からの支持を頂いております。当社は今後も、安全・安心・快適なスマート社会の実現に向け、お客様のニーズに合致したソリューション提供により社会に貢献して参ります。

当社では、平成 25 年 3 月に中期経営計画（PROJECT “E”）を策定しており、グループ総力で達成に向け活動を行い、安定的利益確保と持続的成長を成し遂げる事により一層の企業価値向上を図って参ります。

今般の募集においては、中期経営計画の遂行による売上拡大に伴う仕入及び売掛金の増加に対応するため、調達した資金を運転資金に充当する予定であります。また、今般の募集は、中期経営計画を着実に遂行し、更に成長していく礎となる財務基盤の強化に資するものと考えております。

また、同時に当社株主のルネサスイレクトロニクス株式会社を売出人とする売出しを実施することにより、投資家層の拡大及び株式流動性の向上を図ります。尚、ルネサスイレクトロニクス株式会社とは今後共、強固な関係を維持して参ります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,980,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 日 本 証 券 業 協 会 の 定 め る 有 価 証 券 の 引 受 け 等 に 関 す る 規 則 第 25 条 に 規 定 さ れ る 方 式 に よ り、平 成 27 年 3 月 4 日 (水) から 平 成 27 年 3 月 10 日 (火) ま で の 間 の い ず れ か の 日 (以 下 「発 行 価 格 等 決 定 日」 と い う。) に 決 定 す る。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は、会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 準 備 金 の 額 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 全 額 と し、資 本 準 備 金 の 額 は、増 加 し な い も の と す る。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成 27 年 3 月 12 日(木)から平成 27 年 3 月 17 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、①発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 4 日(水)又は平成 27 年 3 月 5 日(木)の場合は平成 27 年 3 月 12 日(木)、②発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 6 日(金)の場合は平成 27 年 3 月 13 日(金)、③発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 9 日(月)の場合は平成 27 年 3 月 16 日(月)、④発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 10 日(火)の場合は平成 27 年 3 月 17 日(火)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 払込金額及び増加する資本金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石井 仁に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,500,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 ルネサスエレクトロニクス株式会社
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 27 年 3 月 13 日(金)から平成 27 年 3 月 18 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、①発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 4 日(水)又は平成 27 年 3 月 5 日(木)の場合は平成 27 年 3 月 13 日(金)、②発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 6 日(金)の場合は平成 27 年 3 月 16 日(月)、③

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

発行価格等決定日が平成27年3月9日(月)の場合は平成27年3月17日(火)、④発行価格等決定日が平成27年3月10日(火)の場合は平成27年3月18日(水)とする。なお、受渡期日は一般募集における払込期日の翌営業日とする。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石井 仁に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 520,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石井 仁に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 520,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 準 備 金 の 額 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 全 額 と し 、 資 本 準 備 金 の 額 は 、 増 加 し な い も の と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成27年3月26日(木)
- (6) 払 込 期 日 平成27年3月27日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額及び増加する資本金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石井 仁に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、520,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年2月25日（水）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式520,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年3月27日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成27年3月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	23,929,200株
公募増資による増加株式数	1,980,000株
公募増資後の発行済株式総数	25,909,200株
第三者割当増資による増加株式数	520,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	26,429,200株 (注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,627,475,000 円については、全額を平成 27 年 9 月末までに運転資金としてルネサスエレクトロニクス株式会社及びその他の仕入先への仕入代金等に充当する予定であります。

当社では、平成 25 年 3 月に中期経営計画（PROJECT “E”）を策定しており、グループ総力で達成に向けた活動を行っております。今般の募集においては、下記事業戦略の遂行による売上拡大に伴う仕入及び売掛金の増加に対応するため、調達した資金を運転資金に充当する予定であります。事業戦略は、下記の 5 項目であります。

- ①ルネサスエレクトロニクス株式会社製品の自動車・産業分野等へのデザイン-イン活動（※）の強化
- ②新規ビジネスの拡大のための新規仕入先、販売先の開拓推進
- ③国内と海外拠点との情報一元管理によるスムーズなお客様へのサポートの実施
- ④特約店との連携強化によるビジネスの拡大
- ⑤お客様の設計・企画段階よりソリューション提案を実施

また、今般の募集は、上記戦略を着実に遂行し、更に持続的に成長していく礎となる財務基盤の強化に資するものと考えております。

※デザイン-イン活動とは、お客様との折衝機会を得て、共同開発や技術提案等を通じ、製品の設計段階から商材の受注確保に向けたアプローチを行い、採用に至る営業活動のことです。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響は軽微であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置づけております。配当に関しては短期的な業績連動ではなく、中長期的な安定配当を維持継続することが、株主の利益に繋がるとの考えから、当社の業績等を総合的に勘案して配当を決定することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款で定めており、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本としております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、半導体の技術革新に対応した各種開発ツールの充実に加え、当社独自の商品開発に対する機器への投資に備えるとともに、今後の事業拡大の際に有効に活用する所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	23.83円	26.64円	50.89円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (0.00円)	10.00円 (0.00円)	10.00円 (0.00円)
実績連結配当性向	42.0%	37.5%	19.7%
自己資本連結当期純利益率	3.3%	3.6%	6.5%
連結純資産配当率	1.4%	1.4%	1.3%

(注) 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	235円	269円	306円	394円
高 値	298円	350円	469円	939円
安 値	212円	231円	280円	366円
終 値	268円	312円	392円	731円
株価収益率	11.2倍	11.7倍	7.7倍	—

(注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成27年2月24日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるルネサスエレクトロニクス株式会社並びに当社株主である有限会社エターナル及び福島慎介は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。